

入札契約制度における等級区分・発注標準金額の見直しを行います

川崎市では、この度、川崎市競争入札参加者選定規程に規定する、工事及び物品の発注における等級区分及び発注標準金額について見直しを行い、**令和 9 年度契約案件**から適用いたします。

本市では、事業者を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、入札契約制度の見直しに取り組んでおり、今回の見直しでは、近年の資材単価や労務費の高騰等や発注状況を加味し、工事契約の入札参加資格となる各等級区分に対応する発注標準金額の引上げ等を実施するとともに、物品契約においては、一律に入札参加制限を設ける必要性が低下していることを踏まえ、等級区分及び発注標準金額を廃止します。

※等級区分とは、業者数や発注件数が多い業種で、事業者の経営規模、技術力等に見合った契約をするための区分のことです。

1 現行の運用

(1) 工事の発注における等級区分について

ア 各業種の等級区分に対応する発注標準金額

工事において競争入札参加資格審査申請の申請者の数が多い業種については、等級区分を定めて入札参加資格とし、業種「土木」「下水管きょ」「舗装」「建築」「電気」「空調衛生」「水道施設」の 7 業種で「3」もしくは「4」の等級区分及び発注の目安となる発注標準金額を設定しています。

イ 業種「水道施設」の等級区分

現在、3 等級（A・B・C）で設定しています。

(2) 物品の発注における等級区分について

物品（製造請負契約・物件の買入れ契約等）においては、有資格者における等級区分（「A・B・C」のランク）ごとに、発注標準金額を定め、等級区分に応じて参加できる入札案件の規模や種類を示しています。

2 改正内容

(1) 工事の発注における等級区分について

ア 各業種の等級区分に対応する発注標準金額

近年の資材単価や労務費の高騰等や発注状況を加味し、**各業種の等級区分に対応**

する発注標準金額の引き上げを実施するものです。改正内容の詳細は別紙を御覧ください。

イ 業種「水道施設」の等級区分

近年の登録事業者数や発注状況も加味し、3等級（A・B・C）から4等級（A・B・C・D）の設定に変更を行うものです。改正内容の詳細は別紙を御覧ください。

(2) 物品の発注における等級区分について

インターネットの普及や技術革新、物流網の整備により、従業員や資本金、財務状況を基に算出した等級区分によって、発注者となる市側で一律に参加制限を設ける必要性が薄れたため、「物品」における有資格者の等級区分及び等級区分に対応する発注標準金額を廃止するものです。

3 実施時期

令和9年度に契約締結する案件から実施

※令和8年度契約案件につきましては、現行から変更はありません。

問合せ先

川崎市財政局資産管理部契約課 川端

電話 044-200-2096（内線 24701）

1 工事の発注における等級区分について

現在

業種	等級	発注標準金額
土木工事	A	7,000万円以上
	B	2,500万円以上 7,000万円未満
	C	1,200万円以上 2,500万円未満
	D	1,200万円未満
下水管きょ工事	A	8,000万円以上
	B	3,500万円以上 8,000万円未満
	C	800万円以上 3,500万円未満
	D	800万円未満
舗装工事	A	3,500万円以上
	B	1,200万円以上 3,500万円未満
	C	1,200万円未満
建築工事	A	3億5,000万円以上
	B	8,000万円以上 3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上 8,000万円未満
	D	1,500万円未満
電気工事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,800万円未満
空調衛生工事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,800万円未満
水道施設工事	A	9,000万円以上
	B	3,000万円以上 9,000万円未満
	C	3,000万円未満



見直し後

業種	等級	発注標準金額
土木工事	A	1億円以上
	B	3,500万円以上 1億円未満
	C	1,700万円以上 3,500万円未満
	D	1,700万円未満
下水管きょ工事	A	1億2,000万円以上
	B	5,000万円以上 1億2,000万円未満
	C	1,200万円以上 5,000万円未満
	D	1,200万円未満
舗装工事	A	5,000万円以上
	B	1,700万円以上 5,000万円未満
	C	1,700万円未満
建築工事	A	4億2,000万円以上
	B	1億円以上 4億2,000万円未満
	C	2,000万円以上 1億円未満
	D	2,000万円未満
電気工事	A	8,000万円以上
	B	2,500万円以上 8,000万円未満
	C	2,500万円未満
空調衛生工事	A	8,000万円以上
	B	2,500万円以上 8,000万円未満
	C	2,500万円未満
水道施設工事	A	2億5,000万円以上
	B	1億2,500万円以上 2億5,000万円未満
	C	4,000万円以上 1億2,500万円未満
	D	4,000万円未満

2 物品の発注における等級区分について(等級区分及び等級区分に対応する発注標準金額の廃止)

現在

業種	等級	発注標準金額
回収資材売払	等級区分なし。	
回収資材売払以外の製造請負・物件買入れ等	A	1,500万円以上
	A、B	500万円以上1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満



見直し後

廃止